



著作権法35条の改正が高等教育にもたらすもの

大学の授業のICT化と図書館の役割(2019.11.12図書館総合展)

竹内 比呂也

千葉大学副学長, 附属図書館長,
アカデミック・リンク・センター長,
人文科学研究院教授

いきなりおわび

- 今年度再開された関係者フォーラムは、これまでに3回の会合を持ったが、現時点で公表できる了解事項はない。
- というわけで、本日の話は再び(三度?), 教育機関, 特に高等教育機関が何をすべきかという話に終始せざるを得ない。

「2040年の高等教育のグランドデザイン」

- 2040年に必要とされる人材
 - 予測不可能な時代を生きる21世紀型市民
 - 普遍的な知識・理解と汎用的技能を文理横断的に身につけている人材
 - AIには果たせない真に人が果たすべき役割を十分に考え、実行できる人材
- 基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材

「2040年の高等教育のグランドデザイン」

- 高等教育が目指すべき姿
 - 「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」へ転換
 - 「何を教えたか」から「何を学び、身につけることができたのか」への転換（個々の教員の教育手法や研究を中心にシステムが構築されるのではなく、学修者の「主体的な学び」の質を高めるシステムへ）
 - 学修者自らが学んで身につけたことを社会に対して説明し、納得が得られる体系的な内容となるようにする
 - **学生が教員の時間と場所の制約を受けにくい教育研究環境へのニーズに対応するとともに、生涯学び続ける力や主体性を涵養するため、少人数のアクティブ・ラーニングやICTを活用した新たな手法の導入が必要**
 - 個々人の学修の達成状況がより可視化されることが必要
 - 生涯学び続ける体系への移行が進み、リカレント教育の仕組みがより重要に（多様で柔軟な仕組みと流動性を高める方策が必要）



量から質への転換
質保証
教育成果

2018年5月の著作権法の改正

- デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備【30条の4, 47条の4, 47条の5等関係】
- 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備【35条等関係】
- 障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備【37条関係】
- アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等【第31条, 第47条, 第67条等関係】
 - 国会図書館による外国の図書館への絶版等資料の送付を許諾無く行えるようにする。

新35条

第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあっては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であって公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2 前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

その他関係条文と政令, 省令

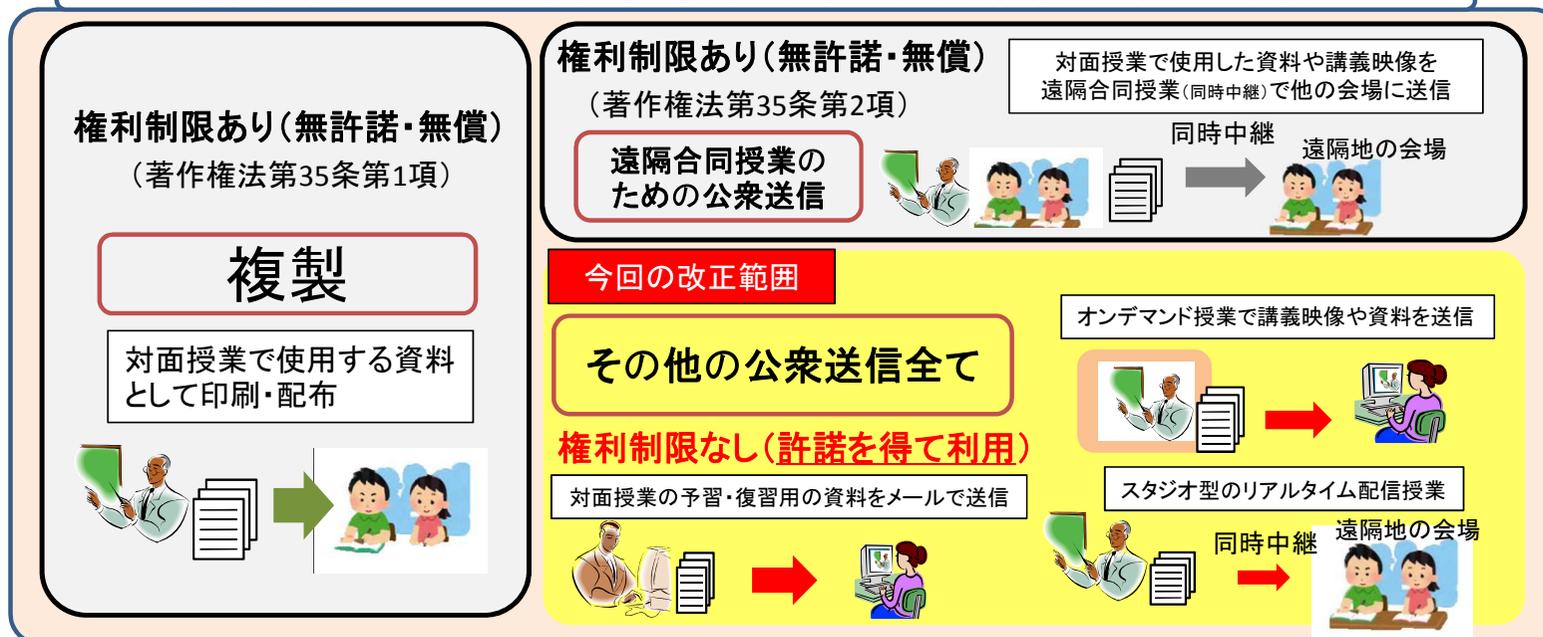
- 104条: 授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使について
 - 補償金の額については文化庁長官の認可が必要, など
- 施行は, 2019年1月1日。ただし35条については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日(タイムリミットは2021年5月)

Ⅱ. 教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備【第35条等関係】

問題の所在

- 教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①対面授業のために複製することや、②対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業のために公衆送信することは、著作権の権利制限規定(第35条)により、無許諾で可能。
- その他の公衆送信は権利者の許諾が必要となっており、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。

現行著作権法における学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



検討の経緯

- 平成26年度 文化審議会著作権分科会での議論を受け、調査研究を実施(外国調査等)。
- 平成27～28年度 権利者・教育関係者間の意見を聴取しつつ、審議。
- 平成29年4月 「文化審議会著作権分科会報告書」をとりまとめ。

出典:文化庁

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf

検討過程における議論

教育関係団体の主な意見

- 学校の授業の過程における著作物の公衆送信を広く権利制限の対象とすることを要望する。
- 補償金について、現行法上無償の複製・公衆送信は引き続き無償とし、その他の公衆送信についても極力低廉なものにすることを要望する。
- 補償金支払に係る事務上の負担を低減するため、補償金の徴収分配体制についても簡便な仕組みを構築することを要望する。
- 各学校や教育委員会等が教職員に対する著作権の普及啓発に努めることが重要であり、各団体でも取組を促進していきたい。

権利者団体の主な意見

- 諸外国では学校での著作物の複製・公衆送信のいずれも補償金の対象となっている。創作サイクルの循環には対価の還元が重要であり、権利制限の拡大を図る前に、現行法を見直して、複製にも補償金制度を導入すべき。
- デジタルの場合は違法に拡散される危険性が高く権利侵害が現状よりも深刻になることを強く懸念する。
- 現時点でも教育機関で法が適切に運用・解釈されていない実態があり、まずは教育機関において著作権法について周知を行うべき。

文化審議会の検討結果

- 学校等の教育の公益性に鑑み、公衆送信を広く権利制限の対象とすることが適当。
- 今日の複製機器等の普及状況を踏まえると、教育機関における著作物利用は、複製・公衆送信のいずれも著作権者に軽微とは言えない不利益を及ぼしており、諸外国の状況を見ても、複製・公衆送信のいずれも補償の必要性が認められる。
- しかし、現在無償で行える行為を補償金の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねない。
- このため、今回の制度改正では、教育機関における手続き的負担を軽減しつつ（支払窓口の一元化等）、新たに権利制限の対象とする公衆送信のみを補償金の対象とすることが適当。（現在無償で行える行為の取扱いは将来の課題。）

今般の法改正

- 教育機関の授業の過程における公衆送信による著作物の利用を広く権利制限の対象とし、これを無許諾で行うことを可能とする。
- その際、現行法上無償の行為（複製等）は無償を維持しつつ、新たに無許諾で利用が可能となる公衆送信について一元的な窓口への補償金の支払を求める。

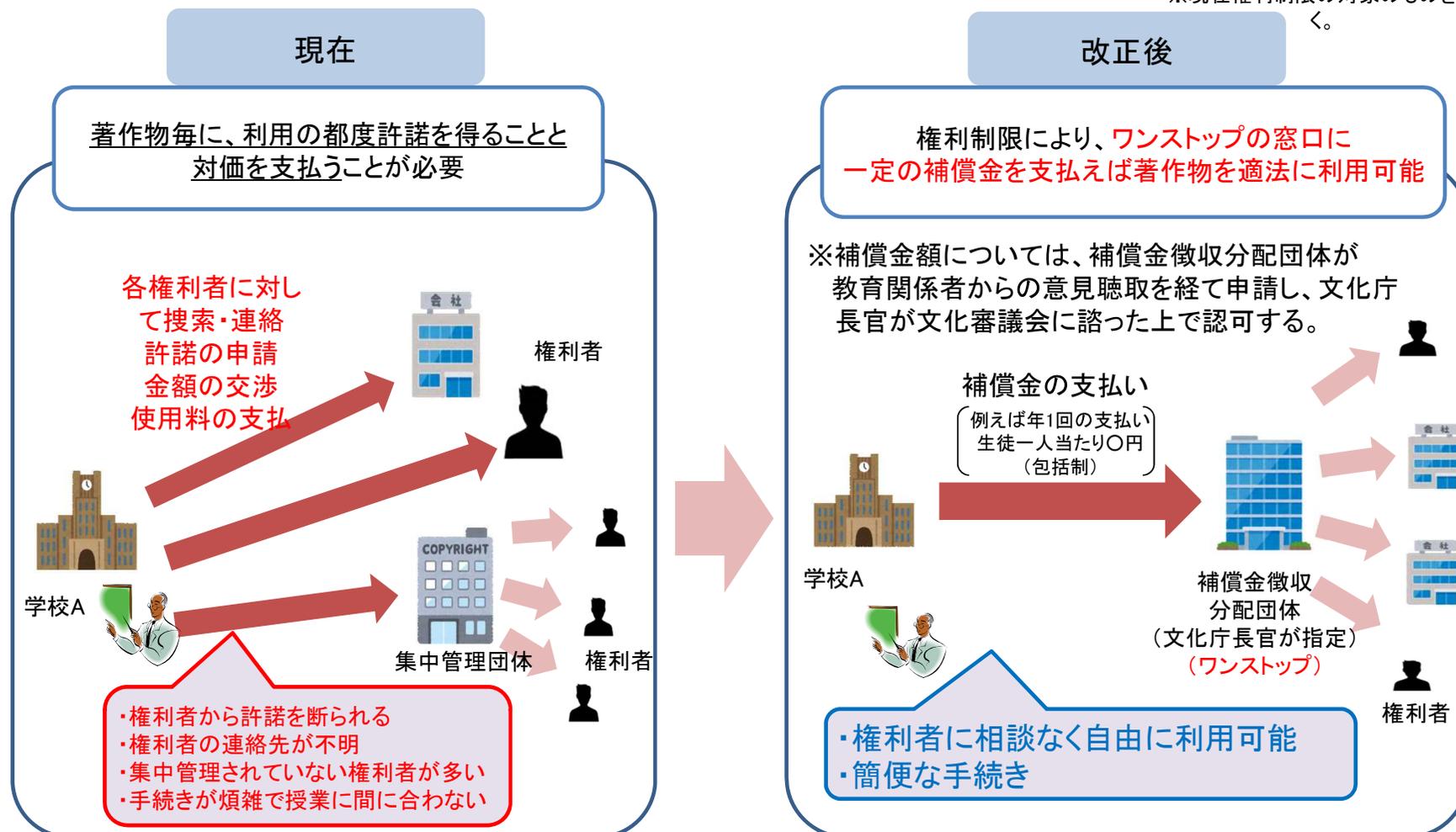
出典：文化庁

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf

今般の改正による学校等における著作物の公衆送信の円滑化のイメージ

学校等の授業の過程で著作物の公衆送信を行う際の著作権処理の取扱い^(※)

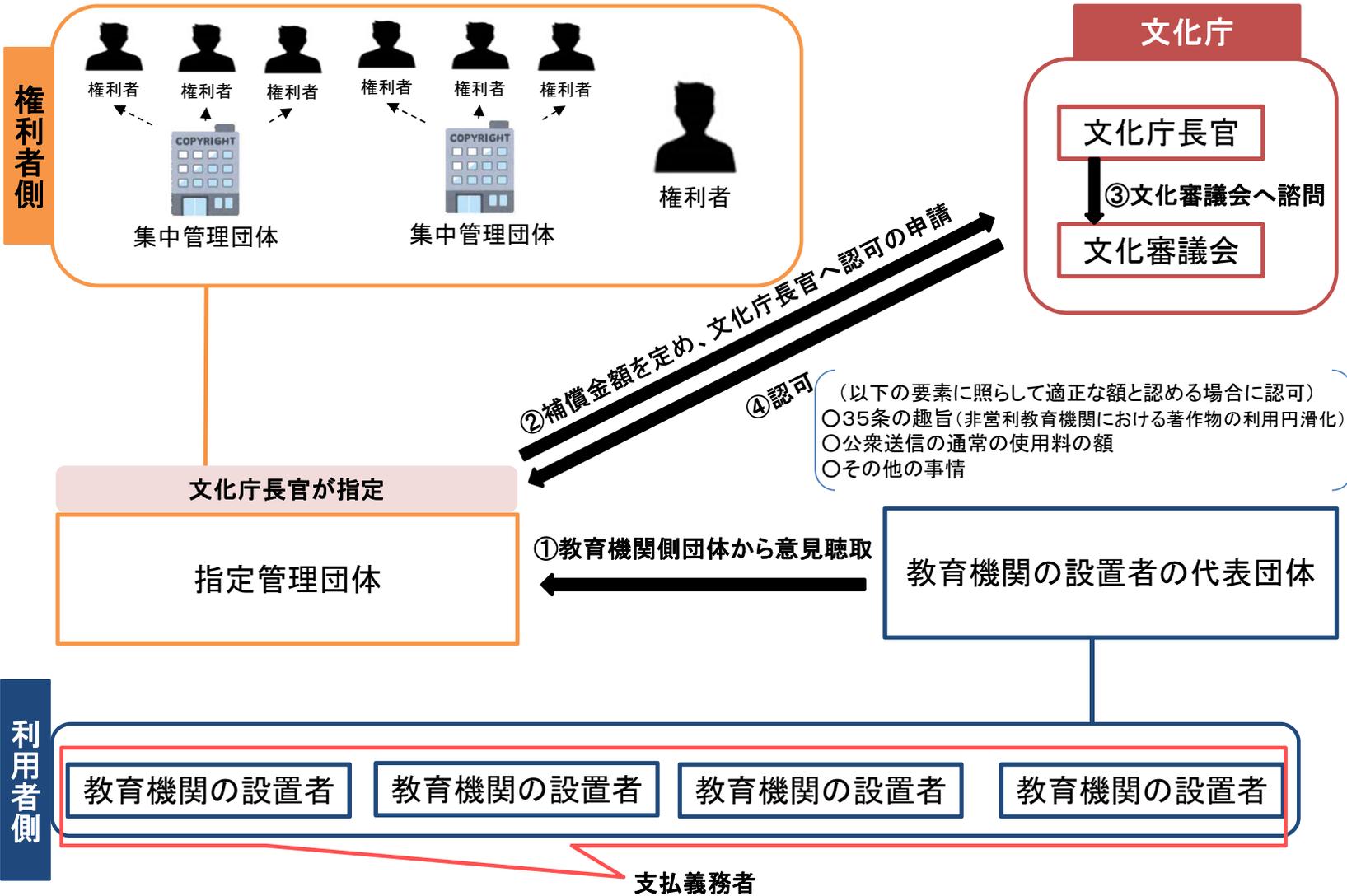
※現在権利制限の対象のものを除く。



出典:文化庁

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf

補償金額の決定手続のイメージ



規制改革推進会議における議論について

規制改革推進会議投資等WGでの意見

- 「遠隔合同授業」と「同時双方型の遠隔授業」で著作物の利用形態に差はないため、補償金について制度上の差異を設ける合理的な理由はない。差異を設けると遠隔教育やICTの導入を妨げてしまうのではないか。これらについて、制度上差異をなくすか、運用上解決すべき。
- 過去に制度上の差異があるからこれからも差異があり続けるというのは許容できない。
- 「対面授業」の場合でもコピーならお金は不要で公衆送信なら必要となると、大きなゆがみが生じる。補償金を取るなら両方取るべき。教育現場の反対があるなら、1・2年の激変緩和措置にすることを明示し、準備期間を置いた上で両方同じ扱いにすることを考えるべき。

文部科学省の考え

- 「遠隔合同授業」と「同時双方型の遠隔授業」のための公衆送信、「対面授業」のための複製、公衆送信のいずれも、著作権者に軽微とは言えない不利益を及ぼしており、補償の必要性が認められる。このため、本来的には差異を設けず、全て補償金の対象とすることが適当。しかし、教育関係団体からは、制度上差異が残るとしても、現在無償で行える行為（複製、遠隔合同授業のための公衆送信）は無償を維持してほしいとの要望がなされており、これを補償金の対象とした場合、教育現場の混乱を招きかねず、教育関係者の理解を得ることも困難。
- 今回の制度改正は教育現場にとって現在必要な権利処理の負担を大幅に軽減するものであり、学校等の遠隔教育を含むICT活用の推進に資するもの。制度上の差異は残るが、権利者・教育関係者の意見を聴いてとりまとめたものであり、権利者の利益の保護と利用の円滑化のバランスに配慮する観点から、最も望ましいバランスの取れたものと考え。

考えられる法制度上の選択肢のメリット・デメリットの比較

選択肢	①公衆送信を広く権利制限の対象とし、複製も含め 全て補償金の対象とする	②公衆送信を広く権利制限の対象とし、複製等は無償を維持しつつ、 今回新たに権利制限を行う公衆送信のみを補償金の対象とする 【今回の改正】	③公衆送信を広く権利制限の対象とし、複製・公衆送信の 全てを無償とする
政策の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ◎公衆送信の権利処理が不要になり、手続的負担を大幅に軽減 ◎権利者の正当な利益の保護に資する ◎諸外国との制度の調和が図られる ○利用行為による制度上の差異がなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ◎公衆送信の権利処理が不要になり、手続的負担を大幅に軽減 ○権利者の正当な利益の保護に一定程度資する ○諸外国との制度の調和が一定程度図られる △利用行為による制度上の差異がある程度残る 	<ul style="list-style-type: none"> ◎公衆送信の権利処理が不要になり、手続的負担を大幅に軽減 ×権利者の正当な利益の保護が図られない ×諸外国との制度の調和が図られない ○利用行為による制度上の差異がなくなる
フィージビリティ (関係者の理解)	<ul style="list-style-type: none"> ○権利者団体の理解が得られる ×教育関係団体の理解が得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ◎権利者団体、教育関係団体の理解がともに得られる 	<ul style="list-style-type: none"> ×権利者団体の理解が得られない ○教育関係団体の理解が得られる

出典：文化庁

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_02.pdf

制度的整備

- 補償金徴収分配団体(補償金の支払いに関するワンストップ窓口)が発足, 文化庁により指定
 - SARTRAS(一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会)
 - この団体は, 「共通目的事業」を行うことになっている。

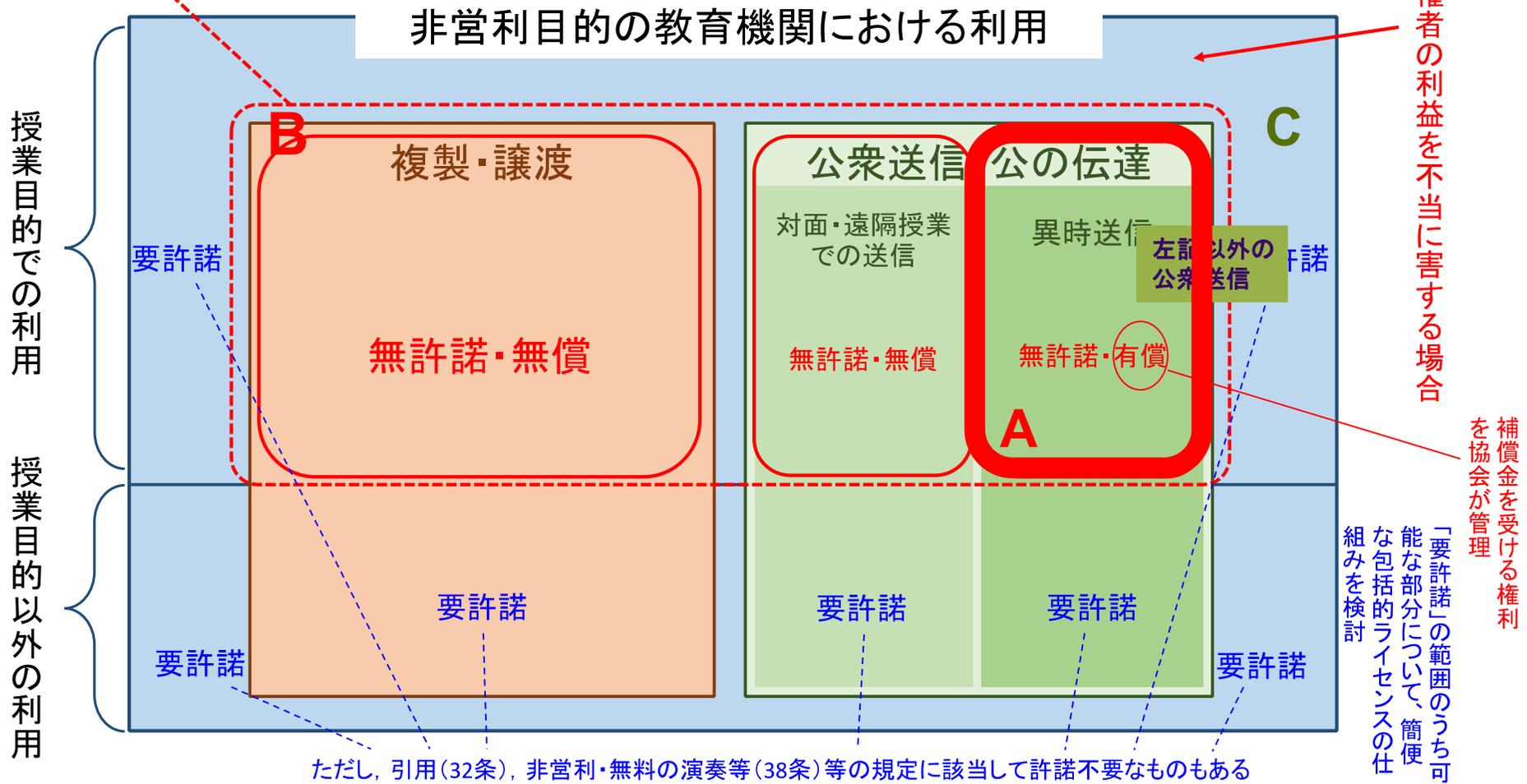
法改正後の状況(2018年度)

- 教育利用に関する著作権等管理協議会と教育関係団体とで意見交換のための関係者フォーラムを開催
 - 総合フォーラム(3回)
 - 専門フォーラム(補償金(4回), 普及啓発(3回), ガイドライン(3回), 権利制限を補完するライセンス(3回))
 - なお, 補償金については, 意見交換, 協議ではなくお互いの主張を言い合うのみ
 - 開催期間:2018年11月27日から2019年3月14日
 - 参加した教育関係団体(高等教育関係)
 - 国立大学協会, 公立大学協会, 日本私立大学団体連合会, 公立短期大学協会, 国立高等専門学校機構, 日本私立高等専門学校協会

高等教育機関側はフォーラムの中でどのようなことを伝えてきたか。

- 「著作物の新しい利用環境における望ましい原則と指針望ましい原則と指針」
 - 基本的な考え方
 - 枠組み(権利制限とライセンス)
 - 補償金についての要望
- 「授業」「授業を担当する者」「授業を受ける者」の範囲(要望)
- 「改正後の第35条の適用・非適用行為の典型例(イメージ)」
- 「授業目的公衆送信補償金(案)に対する意見」

改正第35条 (この具体的範囲を関係者で合意しようとするもの)



2018年度のフォーラムの結果

- 枠組みとしては、「補償金による権利制限＋包括的ライセンス」が基本であることには全体として合意されている。
- 一部の権利者側は教育機関側に一定の配慮をした権利制限の範囲(前ページの図におけるBの内容)を示しているが、全てにおいて意見の一致をみているわけではなかった。
- ライセンス(前ページの図におけるCの一部を対象)の中身についての議論はなされなかった。
- フォーラムの形を変えて引き続き協議することになった。

2019年度の検討状況

- 教育利用に関する著作権等管理協議会と教育関係団体とで意見交換のための関係者フォーラムを継続して開催
 - 6月7日, 8月8日, 10月29日に開催
 - 参加メンバーは一部追加
 - 「教育機関」「授業」「教育を担当する者」「授業を受ける者」など35条の中核をなす言葉の定義的整理が進行中
 - 「著作権者の利益を不当に害する」に相当する利用範囲についての意見交換を開始

今回の法改正の趣旨についての基本的考え方

- 目的: 教育学習の質の向上
 - ICTを活用した反転授業など, 新しい教育方法などが導入される中で多様な著作物の利用を促進することが必要
 - そのためにも教員が著作物の利用において萎縮しないような環境整備が必要
 - 高等教育においてはそもそも単位制の下で授業時間と同じ長さの事前学習, 事後学習が必要とされている→これらのプロセス全てを「授業」として扱い, 可能な限り学生の学習行動を広くカバーする制度を作ることが必要

教育機関としての今後の対応

- SARTRAS(一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会, 文化庁指定の補償金徴収分配団体)によるWebによる意向(ニーズ)調査が終了し, さらに意見聴取が行われることになっている。
 - 大学によって状況は異なるはずなので, なるべく多様な意見を出すことが重要。
 - ただ単に「補償金の額が高い・安い」を言うのではなく, 具体的な理由を示しながら, 妥当性の欠如や導入時の軽減措置などを主張することが重要。

高等教育機関が著作物の利用促進, 環境整備に向けて 考えないといけないこと

- 日本の高等教育機関は, この補償金に見合うだけの著作物を利用して教材を作成し, 質の高い教育を本当に行なっているのか?
 - 反転授業などは掛け声倒れ, あるいは形式的になっていないか?
 - 単なるルールの周知ではなく, 著作権を適切に利活用することを普及啓発する必要があるのではないか。
- オープンアクセスを本当に進めているか?
 - オープンアクセスのコンテンツの利用に対しては補償金を払う必要はない(はず)。
 - 大学発のコンテンツにはCC-BY-NC(クリエイティブコモンズライセンス)などの利用条件の表示を。
- 大学の教員は著作権者でもあることを意識しているか?
 - 不用意に権利譲渡していないか?
- この問題については事務的には学内では誰が担当するのか?